

区分	H 金属及び プラスチック複合物 (1/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
トランス(PCB入りを除く)		油入りでないもの 20cm以下×20cm以下×20cm以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場1個
電化製品	掃除機、卓上冷温水器(ウォーターサーバー)、除湿器、冷風機、炊飯器、ホットプレート、電気ポット、トースター、加湿器、空気清浄機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機、アイロン、スポンプレッサー、扇風機、AED、家庭用ゲーム機)、電話機、キックボード(電動式)	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること モーター、バッテリーは除去すること。モーターの搬入は「F 金属くず類」の機器類参照 充電式電池、バッテリーは搬入禁止(詳細は別表第4参照) 冷温水器、除湿器等でコンプレッサーがある機器は以下参照。 【事業系】 金属部分が大半の場合、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含む場合は、搬入は不可。 フロンガスの回収及びコンプレッサーを除去すること。第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要。コンプレッサーは受入不可。 【家庭系】 フロンガスを回収し、引き取り証明書を添付のこと。【西日本冷凍空調工業会:092-471-1530】	資源化センター 2トン
冷蔵庫 冷凍庫 ワインセラー		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)対象機器(詳細は別表第4の4参照)及び当該対象機器を分解したもの、サンプル品	搬入禁止	-
		(上記以外) 1.8m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 フロンガスを回収し、コンプレッサー、厚み3.2mm以上の鉄板、補強材が取り外されているもの。コード類は除去し、2m以下に切断すること 第一種特定製品はフロン回収時の引取証明書(写し)が必要	資源化センター 2台
洗浄便座 暖房便座		コード類は除去し、2m以下に切断すること	洗浄(清掃)したうえで搬入すること	資源化センター 300kg
コピー機類	ワープロ、プリンター、ファクシミリ、コピー	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 1m以下×1.1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	資源化センター 1トン
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 充電式電池、インクパッド、トナーは搬入禁止のため除去すること(詳細は別表第4参照)	埋立場1台
音響、映像機器	ラジオ、ラジカセ、ビデオデッキ、アンプ、ステレオ、ステレオセット、スピーカー、DVDプレイヤー、チューナーレステレビ(家電リサイクル法対象外)	1.5m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること。充電式電池は除去すること。充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 2トン

区分	H 金属及び プラスチック複合物 (2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる。		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
パソコン	パソコン	別表第4の1参照	搬入禁止	-
小型電子機器	マウス、キーボード、ドライヤー、ガス漏れ感知器、家庭用ゲーム機、携帯電話、ハンディファン	1.5m以下×1m以下	家庭から排出される小型電子機器(25cm×8.5cmの投入口に入るもの)は、原則として区役所等に設置している資源物回収ボックス又は小型電子機器回収ボックスを利用すること(電池・バッテリーは可能な場合は除去) 資源化センターへ搬入する場合は、コード類を除去し2m以下に切断すること、また、充電式電池は除去すること 充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	資源化センター 1品目 5個
車の電装品 バイクの電装品 (交換部品)		装飾などの交換部品で金属製及び金属と分離できないもの	販売店、中古販売店引取を原則とする。引取ができないものは、資源化センターへの持ち込み可。 【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可。	資源化センター 300kg
家具類	パーティション チャイルドシート	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	資源化センター 2個
	アコーディオン カーテン	(上記以外のもの)2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	埋立場2個
電線(ケーブル)・コード類		長さ2m以下	2m以下に切断すること 大量の場合は結束すること 巻いた状態では搬入禁止	資源化センター または 埋立場2トン
LED照明	電球型LED 蛍光灯型LED		一般家庭において器具本体からLEDの分離が困難な場合は、「F 金属くず類」の「照明器具」として搬入すること	資源化センター 10kg (30個)
楽器類		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの)1.5m以下×1m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 【事業系】 金属部分が大半の場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 2トン
		(上記以外)2m以下	コード類は除去し、2m以下に切断すること 【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
	ピアノ	別表第4の2参照	搬入禁止	-
安定器(PCB入りを除く)		一辺の最大長さ20cm以下 昭和48年以降の製造が確認できるもの	製造年が確認できない場合は、メーカーからのPCBを含有していないことの証明書等を添付すること	埋立場1トン かつ1m ³
業務用ゲーム機	スロットマシン	1.5m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2台
アルミ複合板		2m以下×1m以下	アルミ部分が厚さ0.5mm以上ある場合、事業者による搬入は不可	資源化センター 300kg